

佐賀県移住促進のための長崎県向け広報事業 業務委託仕様書

1 委託業務名

佐賀県移住促進のための長崎県向け広報事業委託業務

2 事業の目的

西九州新幹線の開業効果を最大化するため、特に長崎県のターゲット層に響く魅力や佐賀暮らしのメリットを発信することにより、佐賀県への移住を考えてもらう機会を創出し、本県の魅力ある地域や文化、生活感等を知って貰い、本県で暮らすことの素晴らしさや住みやすさ、子育て環境の良さ等を発信することで、将来、移住を考えて貰う機会を広げることを目的とする。

3 事業の内容

長崎県在住者を対象に、本県に「住んでみたい」と思ってもらおうよう、各地の魅力的な地域づくりの取組や本県の暮らしやすさ等を分かりやすく紹介し、本県への関心を高め、来訪や移住への関心を喚起する広報戦略をつくり、それに基づいた企画を実施する。

(1) 広報の実施

メインターゲットを子育て世代（30～40代）、20代～30代の女性とし、次の点を踏まえて広報戦略を立て、それに基づきコンテンツの制作及び広報活動、プロモーション等具体的な事業を実施する。

なお、実施に当たっては、次の点に留意すること。

① 佐賀の魅力発信

- ・西九州新幹線開業に伴うアクセスの良さや地価の安さ、平地の多さなど長崎県在住者に響く魅力や佐賀暮らしのメリットを多くの長崎県の人に知ってもらえるようなテレビCMのほか、web・SNS広告、新聞広告、交通広告等、効果的な露出につながる手法により進める。
- ・昨年度佐賀県が実施した「長崎向け広報事業」において制作した動画「DREAMS SAGA TRUE」(30秒、60秒CM)を活用することは可とするが、動画を編集して使用する場合は、この動画を制作した株式会社電通九州へ依頼すること。

(参考) 佐賀県移住ポータルサイト「サガスマイル」:「DREAMS SAGA TRUE」動画

<https://www.sagasmile.com/dreamssagatrue/>

② 佐賀への移住促進

- ・本県で暮らすことの素晴らしさや住みやすさなどを伝え、佐賀移住の窓口であるさが移住サポートデスク等の「移住相談」へつながる内容とする。
- ・長崎市を中心とした西九州新幹線沿線エリアに対し、県内で西九州新幹線が停車する武雄市、嬉野市を中心とした県西部地域の情報を主に発信する。

(2) イベントにおける移住促進企画及び運営

10月21日(土)～22日(日)に、佐賀県が開催予定の「佐賀の魅力発信イベント in 長崎(仮称)」(会場:おくんち広場(長崎市元船町・夢彩都横))と連携した取組を行うこと。

① イベントの事前広報

- ・イベントへの集客を募る広報活動の提案を行うこと。
- ・(1)①と併せて実施する提案でもかまわない。

② イベント当日のプロモーション企画(2日間)

- ・集客効果及び参加者満足度の向上のため、本イベント内で実施するステージイベント、その他のアトラクション等の企画を提案し、ステージを使った移住情報の発信を行うこと。
- ・ステージサイズ:5,400 x 7,200(mm)
- ・想定時間:1回30分、1日2回(異なる内容を想定)を計2日間実施。

③ イベント会場に設置する「佐賀の暮らし体験・紹介ブース」の運営支援(2日間)

- ・イベント来場者が同ブースを訪問する施策を実施し、以下の目標を達成すること。

(目標数) ブース来場者数2日間で300組

ブースでの移住相談者数2日間で50組(情報提供シートの提出者)

- ・相談対応は、さが移住サポートデスクから相談員を派遣する。
- ・ブースサイズ 3,600 x 5,400(mm)
(施策の一例)
- ・ブース内の装飾、誘導サイン等の制作や、佐賀暮らしに関する情報をまとめたパネルや掲示物等の設置等。
- ・来場者特典により、ブースへの誘導策の実施等。
(その他制作物)
- ・来場者に配布する相談票(情報提供シート)の様式を作成し、必要部数の印刷を行うこと。なお、様式の作成に当たっては、県と協議しながら進めること

- ④ 上記②、③の遂行に必要なかつ適切な人員の確保及び配置を行い、マニュアルの作成など必要な業務を行うこと。

4 契約期間

委託契約締結日から令和6年1月31日まで

5 本業務委託の業務遂行体制等

(1) 体制及び要員に関する要件

① プロジェクト体制

- ・本業務委託を適切に遂行できるプロジェクト実施及び管理体制を敷くこと。
- ・外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

② 組織管理・コミュニケーション管理方法

- ・本業務委託におけるプロジェクト組織の管理方法、組織間・組織内のコミュニケーション

ョン管理方法についてあらかじめ県と合意すること。

(2) 打合せ・報告に関する要件

- ・受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、本県との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

6 その他の留意事項

- ・事業に係る一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。
- ・取材・撮影等に際し、出演料・謝礼等の費用が発生する場合は、受託者の負担とすること。
- ・委託業務の実施に当たっては、本県と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ・本業務委託の全部又は一部を再委託することは認めない。ただし、あらかじめ本県から承諾を得た場合は、この限りではない。
- ・著作物に関する全ての著作権は、本県に帰属するものとし、その利用及び再編集は、本県において自由に行うことが出来るものとする。
- ・受託者は、著作物の著作者人格権を本県及び第三者に対して行使しないものとする。
- ・本業務の実施による成果品は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で、納品すること。

7 本委託業務の委託上限額

8, 0 0 0 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

8 本委託業務の完了報告

委託業務完了後直ちに、業務完了報告書を提出すること。

9 本委託業務の委託料の支払

完了払い

10 契約時の本仕様書

契約時の本仕様書は、本県と採用案を提案した者（契約合意に至らない場合は次点者）との間で実施内容の協議を行った上で、仕様書に定める。